

職員の公益的法人等への派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月25日

香川県人事委員会委員長 関 谷 利 裕

香川県人事委員会規則第17号

職員の公益的法人等への派遣等に関する規則の一部を改正する規則

職員の公益的法人等への派遣等に関する規則（平成14年香川県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表第1（第2条関係） 1 略 <u>2 公益社団法人香川県観光協会</u> <u>3 公益社団法人香川県看護協会</u> <u>4～15</u> 略 <u>16 一般社団法人四国ツーリズム創造機構</u> <u>17～20</u> 略 <u>21</u> 略	別表第1（第2条関係） 1 略 <u>2～13</u> 略 <u>14～17</u> 略 <u>18 公益社団法人香川県観光協会</u> <u>19 公益社団法人香川県看護協会</u> <u>20</u> 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。